

一年志願兵制度と学校教育  
—プロイセン・ドイツと日本—

寺澤幸恭

**Die Entwicklungen von System  
des Einjährig-Freiwilligen-Dienst**  
—Preussen-Deutschland und Japan—

Yukiyasu Terazawa

**Zusammenfassung (Summary)**

Die vorliegende Abhandlung ist ein Versuch, die vergleicht die Entwicklungen vom System des Einjährig-Freiwilligen-Dienst (one-year-volunteer exemption) in Preussen-Deutschland und Japan. Dabei die Bedeutung des System für die höhere Schulen bemerkenswert ist.

Received Oct. 31, 2001

Key words : Einjährig-Freiwilligen-Dienst (one-year-volunteer exemption),  
Höhere Schulen (secondary school).

はじめに

『日本イデオロギー論』の著者で、敗戦の6日前に長野刑務所で獄死した戸坂潤は1900(明33)年9月に東京で生まれた。第一高等学校を経て24(大13)年に京都帝国大学文学部哲学科を卒業したのち、同年12月に一年志願兵として千葉鴻の台の野戦重砲隊に徴集され(24歳)、翌年11月に見習士官として除隊した(古在, 1977, p. 425)。

敗戦後、岩波書店の総合雑誌『世界』の初代編集長を務め、反戦・平和の論陣で論壇をリードした吉野源三郎は1899(明32)年4月に東京で生まれた。第一高等学校(2年留年)を経て1924(大14)年に東京大学文学部哲学科を卒業したのち、同年12月に一年志願兵として近衛野砲連隊に入隊した(27歳)。28年から東大付属図書館に勤務するが、31年に治安維持法違反容疑で逮捕され、たまたま兵役中(予備役将校)であったため軍法会議に付され、一年半にわたって代々木の陸軍刑務所で過ごした。翌年11月に見習士官として除隊し(吉野, 1989, p. 234-246)、37年に『君たちはどう生きるか』を著した。

1820年にプロイセンのパルメンに生まれたフリードリヒ・エンゲルスはエルバーフェルト

のギムナジウムを中退したが、1841年9月から翌年の8月まで一年志願兵として砲兵隊に勤務した(20歳)。その勤務期間中の余暇を利用してベルリン大学に聴講生として通い、青年ヘーゲル派のベルリンググループと親密になった(マル・エン全集, 1975, XXXIV)。兵役を終えるとイギリスに渡り、45年には『イギリスにおける労働者階級の状態』を著した。

1864年エルフルトに生まれたマックス・ウェーバーは、82年にベルリンのギムナジウムを卒業し、翌年の秋に一年志願兵としてシュトラスブルクで兵役に就いた(19歳)。シュトラスブルクを勤務地として選んだのは彼自身である。厳しい訓練と将校や下士官からのしごきに会い軍隊を呪ったが、半年後には分隊長になり、85年予備役将校として訓練を受けるときには、「中隊の先頭に立って出陣したいという熱望」をもつようになっていた(Marianne Weber, 1926, p. 53-64)。

総合電気製造コンツェルンAEGの創始者を父として1867年にベルリンで生まれたヴァルター・ラーテナウは17歳でギムナジウム卒業試験に合格し、翌年一年志願兵としてパーセヴァルク甲騎兵に入隊した(18歳)。その勤務ののち予備役将校候補生に昇格することを望んでいたが、果たせなかった。その理由は彼がユダヤ人であったためだとされている(ズィーヴェルス, 1990, p. 235-237)。彼はAEGの社長になり、第一次世界大戦後には復興相、外相を務めたが1922年右翼によって暗殺された。

一年志願兵制度はプロイセン・ドイツに起源をもつ。ナポレオンの支配から脱して国家の復興と再編をめざすプロイセン改革が終焉を迎えようとしていた1814年に施行された兵役義務法がそれである。1867年になると一年志願兵制度はプロイセンから北ドイツ連邦に広がり、同年イタリアに導入され、翌68年にはオーストリア・ハンガリー帝国で実施され、70年からはバイエルンなど南ドイツでも採用された。さらに72年からはフランスやロシア帝国でも開始される(Hopf, 1984, p. 105)。プロイセンとほぼ同様の目的をもつとみなされる一年志願兵が日本に導入されるのは1889(明22)年1月の徴兵令改正によってである。プロイセン・ドイツに遅れること約75年であった。ドイツでこの制度が廃止されるのは第一次世界大戦後の1919年であるが、わが国の場合は1927年の兵役法施行による。この兵役法により一年志願兵制度は幹部候補生制度に置き換えられることになった。したがって一年志願兵制度の寿命はドイツでは105年間、わが国では38年間でありドイツの半分にも満たないが、フランスなどでは根付かなかったから、日本は比較的この制度が長期にわたり維持され影響力をもった部類に入るのはないかと考えられる。ちなみにフランスで一年志願兵制度が根付かなかった理由として、前述したように自ら一年志願兵を経験したことのあるエンゲルスは次のように指摘した。「(フランス人は)政治的に非常に発達しているので、一年志願兵のような制度には我慢できない」からだ。他方、ドイツでこの制度が長続きしているのはドイツ民衆の政治意識と諸制度の水準の低さによる(John, 1981, p. 59-60)、と。

戸坂潤は24歳で一年志願兵となり、見習士官として一年後には除隊し、吉野源三郎は27歳

まで一年志願兵として兵役が猶予され、予備役将校として訓練を受け戸坂と同じく見習士官として除隊している。エンゲルスの場合、一年志願兵時代は少なくとも時間的にはかなり優遇されており、ウェーバーの例では一年志願兵としての訓練がかなり厳しいものであったことが窺える。ユダヤ系ドイツ人は一年志願兵にはなれたが、予備役将校には任官されなかったことをラーテナウの例は示している。そして、これらの事例は一年志願兵が実際に予備役将校の養成と深く関わっていたことを示している。

「一年志願兵制度が明治六年の徴兵令において学校生徒らに与えられた特典の変遷の最終的形態である」とする掛本は、「その特典の変遷を見ていくと、それはまさに学校制度のあり方、機能に関わるものであり、また実際その実施過程は学校制度を規定するものとなったから、一年志願兵制度の成立過程を明治政府の教育政策の展開過程の一つの現れとして見ていくことが必要であり」(掛本, 1990, p. 533-534)、教育史的にも研究する重要なテーマであると述べている。

一年志願兵制度とその学校教育との関係について、わが国での展開はかなり詳細に明らかにされてきたが(特に遠藤, 1994)、この制度が誕生した地であるプロイセン・ドイツとわが国でのあり方を比較しながら分析するという研究はこれまで十分には行われてこなかったように思われるので、本稿では1875年の「ドイツ国防規程」と1889年に改正された徴兵令を中心に若干の論点を提示したいと考える。

## I. プロイセン・ドイツ

### 1. 1814年兵役義務法

ナポレオンの支配からようやくまぬがれた列国がウィーン会議を開くことになる1814年9月、プロイセン政府は「兵役義務法」(Gesetz über die Verpflichtung zum Kriegsdienste von 3. Sept. 1814.)を公布して、「すべての住民は満20歳に達すると直ちに祖国防衛の義務を負う」(第1条)と国民皆兵制度の樹立を宣言した。これにより軍は常備軍(Linie 現役3年、予備役2年の計5年間、25歳まで)、第一召集の後備軍(Landwehr 32歳まで7年間)、第二召集の後備軍(39歳まで7年間)および国民軍(Landsturm 49歳まで10年間)によって構成されることになる(第2条)。そして第7条で「自ら制服と装備を調達できる教養身分の青年は獵兵隊および狙撃兵隊(Jäger=und Schützenkorps)に採用されることができる。一年間の勤務ののち願い出により、その職業を続行するための帰休が認められる。また、三年間の勤務を終えたのちは第一召集の後備軍に編入され、そこでは能力と諸条件にもとづいて将校職への第一の権利が与えられる」(Gesetz, 1814, p. 80)と規定し、さらに、「満17歳に達した青年には、その身体が剛健の場合、兵役を志願することを許す」(第9条)とした。事実上これが一年志願兵資格の導入であった(Treutlein, 1891, p. 10)。

一般の兵卒が3年間の現役を務めなければならないのに対して、兵役中の費用を自弁する

ことを条件に、「教養ある青年」はこれを1年間で済ますことができ、あるいは3年間勤務すれば後備軍(のちに予備軍)の将校に昇格できる道も開かれたのである。1848年の革命のとき、常備軍が国王の軍隊として行動したのに対して後備軍は当初革命に組した。このことに示されるように、後備軍はのちの予備軍とは異なって「市民的軍隊」(大江, 1981, p. 33)であり、一年志願兵はこの後備軍の将校の供給源とも位置づけられたのである。

「教養ある青年」の条件として、この兵役義務法は明確に規定しなかったが、1816年に内務大臣および軍務大臣共同の「軍への志願者の採用に関する規程」(Instruktion über den Eintritt von Freiwilligen in das Heer)によってギムナジウムの上級の三つの級のいずれかに在学していることとされた(Treutlein, S. 12)。そして17年には一年志願兵は入隊を23歳まで延期することでき、しかも入隊の時期、入隊する部隊を選ぶことができるようになった(軍補充訓令 Ersätzt=Instruktion von 1817. 6. 30.)。22年になると一年志願兵の「学問的教育の資格能力は証明書または口述試験によって証明される」こととなり、証明書による場合は次のように規定された。

- (a) プロイセン当局の許可のもとにプロイセンないし外国の大学において修学中で、卒業証 N r. I 及び N r. II の証明書をもっている者。
- (b) ギムナジウムの上級の三級の生徒で、すべての教授科目での試験に基づき、学問に専念するに値することが期待できると校長が証明した者。

〔表-1〕 標準的なギムナジウムの級構成 一年志願兵の条件  
(日本式表記)

Ober Prima	第 I 上級	第 9 学年	
Unter Prima	第 I 下級	第 8 学年	
Ober Sekunda	第 II 上級	第 7 学年	
Unter Sekunda	第 II 下級	第 6 学年	1888年ドイツ国防規程
Ober Teritia	第 III 上級	第 5 学年	
Unter Teritia	第 III 下級	第 4 学年	(1822年通達)
Quarta	第 IV 級	第 3 学年	
Quinta	第 V 級	第 2 学年	
Sexta	第 VI 級	第 1 学年	
Vorschule	予 科	(3 年間 第 1 ~ 3 学年)	

1812年10月12日の勅令は、大学入学資格の条件としての卒業試験を実施することが認められた中等学校のみがギムナジウムと称することができるとして、いわゆる「ギムナジウム独占」を決定づけたとして有名であるが、この勅令においてギムナジウムの卒業試験の成績評

価はN r. I (無条件合格)、N r. II (条件付合格)とN r. III (不合格)とされていたから(長尾, 1971, p. 119)、ギムナジウムに在学しているか、卒業した者で一定水準以上の成績を証明されることが一年志願兵の条件とされたのである。N r. III (不合格)の成績でも大学に入学できた(ただし奨学金の受給はない)ので、(a)項によってこのような者などを排除したのである。〔表-1〕は19世紀のプロイセンにおける標準的なギムナジウムの級(学年)構成を示したものである。22年当時はまだこのように整備されていなかったもので、あくまでも参考程度であるが、(b)項の「上級の三つの級の生徒」ということは、この表では第Ⅲ下級(ウンター・テルティア)以上に在学していることとなる。

## 2. 実科系学校と一年志願兵資格

一年志願兵資格は実科系学校などの昇格運動においても大きな役割を演ずることになった。前述の1812年勅令による「ギムナジウム独占」から排除された実科学校や高等市民学校などいわゆる実科系の近代的学校は、生徒に大学入学資格を付与するという点でギムナジウムとの完全な同等化を勝ち取るまで(1901年のプロイセン中等学校教則)、その後およそ90年もの長期にわたり昇格をめぐる運動することになる。この運動において一年志願兵資格は実科系学校側に有利に作用した。すなわち人文系のギムナジウムの古典的教養よりも実科系知識を好ましいと考えた当時の軍行政当局者は早くも1832年に高等市民学校・実科学校の卒業生にも一年志願兵資格を認めたのである。一年志願兵資格が次第に社会に認知され、重視されるようになるとともに、卒業試験合格という条件ではあったが、この資格を手に入れた実科系学校は、ギムナジウムが大学入学資格を独占していた体制を打破していく端緒を掴んだのである。

1858の軍補充訓令(Militär=Ersatz=Instruktion)では次のように校種ごとに一年志願兵の学力証明書の条件が示された。

- (a) ギムナジウム及び第一種実科学校の第Ⅱ級に半年在学
- (b) プロ・ギムナジウムと高等市民学校の最上級に半年在学
- (c) 第二種実科学校の第Ⅰ級に半年在学
- (d) (c)に属さない高等市民学校の卒業試験合格者

実科系学校のうちこの間に最も整備された第一種実科学校は、一年志願兵資格においてギムナジウムとの同格を認められたのである。

## 3. 連邦学校委員会・帝国学校委員会

1867年オーストリアに勝利したプロイセンを中心に北ドイツ連邦が結成される。その連邦の「兵役法」(Wehrgesetz Gesetz betreffend die Verpflichtung zum Kriegs-dienst vom 9. Nov. 1867)により、プロイセンの一年志願兵制度はドイツ北部全体に拡大されることにな

り、またこのことがプロイセン以外の邦(Land)の学校制度をプロイセン化することになった。すなわち1868年10月に北ドイツ連邦議会によって「一年志願兵証明を発行する権利をもつ中等教育機関や一年志願兵の試験規程などについて精査する機関」として「連邦学校委員会」(Bundesschulkommission)が設けられ、委員長にはプロイセン文部省中等学校担当参事官のヴィーゼ(Ludwig Wiese)が就任した。

北ドイツ連邦(そしてドイツ帝国)の体制においては各邦に文化高権を与え、文教行政は各邦の所轄とされていたが、連邦政府(及びその主導権を握ったプロイセン)は連邦の軍事主権を拠り所として一年志願兵制度をプロイセン以外の邦にも導入させ、この資格の条件の一つである学校証明の標準化をとおしてドイツ全体の中等学校制度のプロイセン化を推し進めることができた。ドイツ帝国が1871年に創建されると「連邦学校委員会」は「帝国学校委員会」(Reichsschulkommission)に改称し、帝国内務省の合議制部局として設置された。引き続き委員長を務めたヴィーゼによれば、「帝国学校委員会はその限定された任務の範囲を超えて、中等学校制度に関する利害についてのドイツ諸政府の意思の疎通・協調のためにますます重要なものになった」とされる(Wiese, 1874, p. 6)。一年志願兵制度は軍の資格でありながら、ドイツ帝国内の中等学校の統一(プロイセン化)に寄与することになるのである(寺澤, 1994, p. 4)。

#### 4. 1875年のドイツ国防規程

次に示す1875年9月の「ドイツ国防規程」(Deutsche Wehrordnung v. 28. Sept. 1875)における一年志願兵に関する諸規定は一年志願兵制度が廃止される1919年まで大きな変更を受けなかったので、帝政期ドイツ全体におけるこの制度を規定したものといえる(Wiese, 1889, p. 459-462)。

第8条の1：一年志願兵の現役の兵役義務：教養ある青年で、兵役期間中衣服、装備、給養を自弁し、所定の知識を提示した者は、常備軍において1年間現役勤務したのち予備軍に編入される。

第88条の1：一年志願兵資格は資格証明書(Berechtigungs-Schein)の授与によって認められる。

同88条の2：資格証明書は一年志願兵試験委員会(Die Prüfungs-Kommission für Einjährig-Freiwillige)によって授与される。

第89条の1：一年志願兵資格は満17歳以前においては申請することができない。

同89条の3：この資格を申請しようとする者は、遅くとも兵役義務の開始される最初の年の4月1日までに試験委員会に次の証明書を添付した書面により出願するものとする。

- (a) 出生証明書
- (b) 父親ないし後見人による1年間の現役期間中の衣服、装備、給養を自弁する意思と能力についての宣誓を添付した一年志願兵証明書
- (c) 中等学校に在籍している者は、その校長作成による、懲戒を受けていないという証明書(Unbescholtenheits-Zeugnis)、その他の者は警察ないし所定の役所発行の同証明書

同89条の4：以上のほか、一年志願兵のための学問的能力を証明する学校証明書を提出するか、試験委員会での試験に合格しなければならない。

同89条の5：したがって試験委員会への出願は、学校証明書を提出するか、受験を申請することによってなされる。受験の場合は、受験しようとする外国語二科目を申し出る。また出願者は自筆の履歴書を添付する。

同89条の6：次の者については学問的能力証明書を免除することができる。

- (a) 学問、技芸(Kunst)またはその他の分野で社会に対して特に有益な活動が証明される者
- (b) 芸術ないし機械労働者でその活動が傑出している者
- (c) 王立劇場に採用されている芸術家

第90条の1：学問的能力を証明する学校証明書を発行できる教育機関は帝国宰相により、認可され等級づけられる。

同90条の2：教育機関は次のように等級づけられる。

- (a) 第Ⅱ級(zweiten Klasse)での一年間の成果ある在学
- (b) 第Ⅰ級での一年間の成果ある在学
- (c) 卒業試験合格が求められるもの
- (d) 特別な規定によって決定されるもの

同90条の3：認可された教育機関は帝国の官報により公表される。

同90条の6：試験委員会はこれらの証明書を精査し、問題となる点がない限り資格証明書を授与する。

## 5. 対象教育機関の拡大

一年志願兵資格はこのようにして中等段階にある普通教育学校全体に付与されていくが、それにとどまらず、専門学校の領域でも制度構成上のモメントとなっていく。専門学校など実業教育制度を所管していたプロイセン商工省は1878年に専門教育の接続関係についての「基本原則」を宣言するが、これはその後プロイセンそしてドイツの専門教育政策の指針となるものであった。「基本原則」は専門教育機関を三段階に区分し、その入学条件のひとつとなる教育水準を、下級専門学校や補習学校は初等教育修了、上級専門学校は「第Ⅱ上級への

進学資格」、そして工科大学は中等学校(完全校)修了とした。入学条件の面で上級専門学校を工科大学と区分するために用いられた第Ⅱ上級進学資格は中等教育のいわば中間的な教育修了の証のひとつであり、教育水準としては一年志願兵資格と同等である。一年志願兵資格が上級学年を欠く不完全校も含んで等学校全体を貫く資格として位置づけられたことにより、この資格の教育水準が専門学校領域でもひとつの指標とされたのである。そして20世紀に入ると専門学校でも一年志願兵資格そのものが入学条件とされるにいたる。

のちに技師学校(Ingenieurschule)となり、現在の専門大学(Fachhochschule)へと発展することになった上級機械製造学校(höhere Maschinenbauschule)は1890年代から発達してくる。この中等段階に位置づく工業系専門学校の振興を熱心に推進したドイツ技師協会(Verein Deutscher Ingenieure: VDI)は、一年志願兵資格をこの学校の入学条件のひとつにするよう政府に要求した。そこには「技師や技術者という職業集団の一般的な教育水準を引き上げる」(コッカ, 1992, p. 84)と同時に技師たちの社会的地位の向上をめざすという意図がこめられていたが、この要求は1910年のプロイセン商工省の規程によって実現した。そして1878年の「基本原則」どおり、工業系専門学校は入学条件によって(下級)専門学校(初等教育修了)、上級専門学校(一年志願兵資格[第Ⅱ上級進級資格])、工科大学(中等学校卒業)という三段階がその後も維持されていくことになった(寺澤, 1999, p. 4-6)。

民衆(初等)学校教員についてプロイセンでは教員養成所(Seminar)卒業を条件にすでに1827年から6週間現役勤務という恩典が与えられていた。ところが次第に「教員の大多数は恩典どころかむしろ自分たちの社会的地位を貶めるもの、不名誉な特別な地位と感じるようになっていった」のである。それは、プロイセンあるいはドイツが「軍隊内の階級が社会的な序列を決定する国家」(John, 1981, p. 91-95)になってきたからであった。1890年代になると教員組合は教員養成所の卒業が中等学校の第Ⅱ上級進級資格と同等であると主張して、初等学校教員にも一年志願兵資格を与えるよう要求することになる。そしてこれは95年1月の閣令により実現されるのだが、この一年志願兵資格は特例であり、予備役になっても将校へ昇格できず下士官どまりであった。それでも組合は一年志願兵勤務に必要な費用を組合員に補助する基金制度を設け、1912/13年度のドイツ帝国では兵役義務のある民衆学校教員の47%が一年志願兵として勤務するまでになった(Stübig, 1991, p. 521-522)。

その後一年志願兵資格が与えられる対象範囲がさらに拡大され、1912年には本来中等学校ではない中間学校の生徒にも認められることになった(文部行政上1919年まで中間学校は民衆学校のカテゴリーに位置づけられていた)。これは、満17歳以前にはこの資格が与えられないという規定を廃止し、中間学校の15歳の卒業生でも委員会の試験を受けることを可能にしたものである(John, 1981, p. 78)。

このようにしてドイツの一年志願兵は普通教育の中等学校、専門学校、中間学校、教員養成所と男子の中等段階教育機関全体を貫く資格として、実科系学校の昇格の足場になった



り、あるいは初等教育段階と中等教育段階を区分する指標となるなど、学校システムの構造全体と深く結合していき、広く「商工業の中程度以上の職業に就くための教育証明としても使用される」(Dohse, 1963, p. 25)にいたった、そのため、第一次世界大戦後の1919年に一年志願兵制度そのものが廃止されると、この資格に代わるものが求められることになり、これは現在でも「中級教育修了」(mittlerer Bildungsabschluss)とよばれ、中等教育段階をⅠとⅡに分ける教育修了証として重要な機能を担っている。

## Ⅱ. 日本

### 1. 1889年以前の徴兵制

次に日本における一年志願兵制度の歴史を概観する。大江は法令の変遷に即して日本の徴兵制を次のように三つの時代に区分している(大江, 1981, p. 83)が、これは一年志願兵制度の変遷をみるときにも重要な指標となる。

徴兵令時代	1873(明6)年～1889(明22)年
新徴兵令時代	1889(明22)年～1927(昭2)年
兵役法時代	1927(昭2)年～第二次世界大戦敗戦

まず、最初の徴兵令時代には志願制はなかった。さらにこの時期は選抜徴兵制であり、中等教育機関在学者は平時にはほぼ免除対象者とされていた(遠藤, 1982, p. 36)。

1883(明16)年12月に徴兵令が改正され、常備役を現役と改称し、予備役を4年に延長し、現役・予備役の合計7年をもって常備役とし、後備役を5年に延長した。

免役に関する大きな改正点は、代人制の全廃である。かわって一年志願兵制ががつけられた。「年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府県立学校(小学校ヲ除ク)ノ卒業証書ヲ所持シ、服役中食料被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ、願ニ因リ一個年間陸軍現役ニ服セシム。」(徴兵令第11条)(法令全書, 明治16年, p. 76, 句読点挿入)という制度である。

この改正によって一年志願兵が法令として規定されたのであるが、これまでの研究においては1889(明22)年1月の「徴兵令」改正(大江のいう「新徴兵令」)によってわが国に本来の一年志願兵制度が導入されたとしている。というのも83年の徴兵令では一年志願兵が「富者のための現役在営期間短縮の特権にすぎなかった」(大江, 1981, p. 85)のであり、「上流階層を中心にした予備役将校補充としては位置づけられていな」(遠藤, 1994, p. 343)だったからである。

なお、86(明19)年にも徴兵令は小規模ながら改正され、第11条の「(小学校ヲ除ク)」の下に「及び文部大臣ニ於テ認メタル之ト同等ノ学校」という文言が加えられ、認可校の決定権を文部省におくことが明示されることになった。

さて、一年志願兵の性格の変化について注目すべきは、この間の85年3月にドイツの少佐

メッケル(Klemens Wilhelm Jakob Meckel 1842-1906)がプロイセン参謀総長モルトケの推薦によって陸軍大学校の教官として来日し、中高等教育機関出身者の一年志願兵を増加して多数の予備役将校を養成・補充することを強調したという事実である。学識のある者でなければならぬ予備役将校は戦時には平時の二倍を必要とするというのがその理由であった(松下, 1978, p. 123)。

## 2. 一年志願兵制度の制定

1889(明22)年1月22日に公布された徴兵令改正では一年志願兵は次のように規定された。

「満十七歳以上満二十六歳以下ニシテ、官立学校(帝国大学選科及小学校ヲ除ク)、府県立師範学校、中学校、若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校、若クハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ、法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ所持シ、若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ、服役中食料被服装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ、志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得。但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハザルノ證アル者ニハ、其幾部ヲ官給スルコトアルヘシ。前項ノ一年志願兵ニハ特別ノ教育ヲ授ケ、現役満期ノ後二箇年間予備役ニ、五箇年間後備役ニ服セシム」(法令全書, 明治22年, p. 2-3, 句読点挿入)

この改正の主な特徴を条文にそって挙げてみると次のようになる。

- ①志願の資格である学歴について旧令では官立府県立学校に限り、その学校の程度は明らかにしなかったが、新令は中等学校以上に限定し、認可された「法律学政治学理財学ヲ教授スル」私立学校の卒業者にも拡大した。
- ②「陸軍試験委員ノ試験」を設け、これに合格した者にも志願の資格を与えた。
- ③費用の一部を「官給スル」ことができるようにした。
- ④予備役・後備役幹部養成のための特別教育を行うことにした。
- ⑤一年志願兵の服役期間は現役1年、予備役2年、後備役5年となった(一般兵役は現役3年、予備役4年、後備役5年であった)。

そして、一年志願兵は入隊から6ヵ月後に上等兵に進級させ、服役満期のさいに行われる「終末試験」に合格した者を二等軍曹(のちに伍長と改称)に任じて予備役に編入し、同試験落第者を二等軍曹に任じるか下士官適任証書を付与して予備役に編入することになり、また、官費服役者を除く一年志願兵は兵種と衛戍地を選んで服役できるものとされた(1889[明22]年2月25日付「陸軍一年志願兵条例」法令全書, 明治22年, p. 25)。さらに、(1)終末試験及第証書を所持する予備役編入者に現役後の次年において、少なくとも一回(3ヵ月間、原隊で)勤務演習させること。(2)勤務演習召集間は予備見習士官となし、現役見習士官と同一の

取扱いと教育を行う。(3)勤務演習後の予備役将校試験及第者を士官に撰挙し補任する。(4)予備将校試験落第者は曹長もしくは軍曹に任ずることが決められ(1889[明22]年 5月21日付「陸軍予備後備将校補充条例」(法令全書, 明治22年, p. 152-155)、同年12月1日より一年志願兵の服役と教育が開始された(遠藤, 1982, p. 48)。

なお、89(明22)年徴兵令当時の兵役体制は次の5種類の兵役から構成されていた。

- ①一般兵員の兵役：大多数の国民男子が服役。常備兵役(現役3年、予備役4年)、後備兵役(常備兵役終了者が5年服役)、国民兵役(満17歳より満40歳までの者で、常備兵役・後備兵役でない者)に区分される。兵員供給源としては主に小学校が対応する。
- ②六週間現役兵の兵役：必任義務徴兵制の兵役だが、師範学校卒業の官公立小学校教職在職者で、現役に適する者が服役する。現役終了後はただちに国民兵役に服する。供給源としては師範学校が対応する。
- ③一年志願兵の兵役：法律上の兵役義務を満たす方法として志願し、厳密には予備役士官を補充する性格をもつ。供給源としては主に中高等教育機関が対応する。
- ④下士の兵役：軍人を常職とするために志願するが、終身雇用ではない。供給源としては主に小学校が対応する。
- ⑤士官候補生としての兵籍編入：軍人を常職とするために志願し、士官学校等での一定の教育後、現役士官に補充される。供給源としては主に中等教育機関が対応する(遠藤, 1994, p. 37-38)。

### 3. 私立学校と一年志願兵資格

89年の徴兵令改正では、官立公立学校である大学、高等学校、師範学校、県立中学校には無条件で一年志願兵資格という恩恵が与えられた。また同年5月6日付文部省訓令により、市町村立学校について、中学校に準拠した普通学校のほか、高等小学校卒業程度を入学条件とする農商工業の実業学校、尋常中学校卒業程度を入学条件とする専門学校も認定対象とすることが示された(遠藤, 1982, p. 46-47)。

しかし私立学校においてはこの資格付与がきわめて深刻な問題を惹起することになった。専修、明治法律(明治)、東京専門(早稲田)、東京法学校(法政)、英吉利法律(中央)のいわゆる五大法律校や慶応、独協などの諸学校は審査を経て認可を獲得したが、同志社はキリスト教主義学校であることを理由に文部省によって申請を却下された。そのため同志社は通則の一部を削除して再申請を行い、1898(明31)年神宮皇学館とともに認可を得た。しかしこれは認可と引き換えに学校の創立趣旨を放棄したものだとして同志社は校友会や米国教団から強い非難を浴びることになった。この同志社事件は「公教育からキリスト教主義学校をし

めだす前兆」(深谷, 1969, p. 242-243)となる。他方、このような恩恵を得た私立専門学校は多数の学生を集め、経営基盤を安定・確立して、「高等教育機関としての実質を形成していく主要な条件」となり、私立専門学校群内部の階層分化を激化させた」(天野, 1989, p. 136-137)のである。

#### 4. その後の改訂

一年志願兵制度のその後の改訂で重要なものは、まず官費服役が廃止されたこと(1902[明35]年1月「勅令陸軍一年志願兵条例中改正」)であろう。廃止の理由は軍が期待した社会階層から一年志願兵として服役する者が少なく、また「予備役将校を自覚的に志望する者は少なかった」(遠藤, 1982, p. 53)からである。

そして、一年志願兵は本籍地師管の軍隊に服役することを常則とし、また、服役中に問題行為のあった者には自費で現役満期後の勤務演習に応じさせるなど、一年志願兵の資格と服役が厳格にされ(1904[明36]年3月)、一年志願兵から予備役士官への補任を厳格かつ慎重に行うことにした(1911[明44]年10月)。そして一年志願兵志願者に対して不動産および動産の見積価格を記載した「身上申告書」を提出させ、それを府県郡市町村長に証明させること、さらに、本籍地の市町村長が「一年志願兵身上明細書」を作成し連隊長に送付することにした(遠藤, 1994, p. 428-429)。

このような厳格化に続いて軍は学校教育そのもののなかに浸透していく。一年志願兵資格を与える学校を認定していたのは文部省であったが、この学校認定は陸軍大臣および文部大臣が行うものとされ(1918[大7]年3月)、さらに各学校で実施する軍事教練と結合された。すなわち、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校などを卒業し配属将校が行う教練検定に合格した一年志願兵は在営期間約10ヵ月で帰休できることにし、またこの者は入営後ただちに一等卒に、約4ヵ月後に上等兵に、6ヵ月後に伍長に進ませ、さらに教練合格者の一年志願兵で、終末試験合格者は、4ヵ月の勤務演習を行うことなく、10ヵ月または1年間の在営ののちに少尉同相当官に任ずることができるようにした(1925[大14]年7月)。なお、1918年には陸軍試験委員の試験による一年志願兵採用は廃止されている(遠藤, 1994, p. 419-435)。

#### 5. 幹部候補生

1927(昭2)年4月に制定された「兵役法」は徴兵令を全文改正するものであり、一年志願兵を幹部候補生と改称して兵役上の特権制度という位置づけから予備役幹部という位置づけに改めた(大江, 1981, p. 132-133)。すなわち一年志願兵を純然たる予備武官の補充制度に改めたのである。(幹部候補生の)現役の隊付期間を専門学校以上の卒業生においては10ヵ月、中等学校卒業者は1年とし、現役後の服役はおおむね現制の一年志願兵に準ずるが(遠藤,

1994, p. 444-447)、学校教練に合格しない者を幹部候補生に採用しないとした(1927年11月30日陸軍補充令)。幹部候補生は終末試験に合格すると、少尉同相当官に任ぜられる資格が与えられた。

そして1933(昭8年)の「兵役法」改正により、幹部候補生においては費用自弁制が廃止になり、予備役将校養成のための甲種と予備役下士官養成のための乙種に区分された。甲種、乙種は試験の結果によって選考されたが、在郷将校として農村部の在郷軍人会に指導性を発揮する農業学校卒業生は優先的に甲種に採用され、都市サラリーマンとなる商業学校卒業生は乙種にまわされることが多かったとされる(大江, 1981, p. 139-140)。

### Ⅲ. 比較

#### 1. 目的と性格

一年志願兵制度の目的をまず考えたい。その場合、当然のことながら一年志願兵制度が導入された時期を考慮しなければならない。前述したように導入時はプロイセン・ドイツにおいては1814年、日本では1898年であり、80年以上の開きがある。かつその時期は、ドイツにおいてはプロイセン改革という近代化の端緒においてであったのに対し日本では明治22年という近代化プロセスがかなり進んだ段階であった。したがって国家あるいは軍が一年志願兵制度に求めた目的には差異が生ずることになる。

プロイセンでこの制度が導入された目的の第一は「19世紀初頭にいたっても依然として兵役から免除されていた裕福な階層と一般兵役義務の理念との折り合いをつける」(John, 1981, p. 58)ことであり、「市民層を軍隊に取り込もうとする統合意図」(棚橋, 1991, p. 45)であった。そして第二に、これが公的な目的とされたのであったが、近代化を推進するという観点から、学術や芸術あるいは工業技術の発展に貢献する者の兵役を短縮するというものであり、第三の目的は一年志願兵に兵役中の費用を自弁させることで草創期の国民軍の財政的負担を軽減するというものであった。第三の目的は第一の目的と密接に絡むものである。ここではこの問題を考えてみたい。

プロイセンにおける一年志願兵制度はその成立当初から軍へ有産階級を取り込んで王制の藩屏を築こうとする「絶対主義国家的」意図を明確にもつ制度であり、「資産と教養ある身分」と軍の結合を目的とした。この目的は、一年志願兵と組み合わされた予備役将校制度というもうひとつの強力な装置とあいまって、かなりの成功を納めたといつてよいのではないか。成功を納めたからこそこの資格は当初はギムナジウムに在学できるという社会的にごく限られた階層から、実科系学校や上級専門学校さらには日本の高等小学校に相当する中間学校に息子を通わせた家庭にいたるまでの広範な社会階層を巻き込む資格=教育修了証に成長したのである。また、このことが予備役将校制度による市民層の軍国主義化(Messerschmidt, 1975, p. 103)に拍車をかけたといえる。

1900年前後の一年志願兵勤務のために自弁しなければならない費用は非騎兵部門で1,800から2,200ライヒスマルク、騎兵や騎馬砲兵では3,000から3,600ライヒスマルクになり、これは当時の手工業者の年収の2倍から4倍に相当する金額であった。さらに予備役将校になるまでも歩兵で3,500、騎兵で6,700ライヒスマルクを要したとされている(John, 1981, p. 56)。

1906年から1910年までの期間の一年志願兵有資格者180,914名のうち実際に一年志願兵となれたのはわずかに59,148名で約33%であった。有資格者のかなりの部分は、この兵役期間に必要な費用を賄える状況にはなかったため、その特典を利用することができなかったと考えられる(John, 1981, p. 57)。

これに対し日本では1902年まで装備などの費用を官費で賄うことを認めていたので、「資産と教養ある身分」と軍との結合というプロイセン・ドイツの一年志願兵制度の目的とは一致しない面をもっていたことが明らかになる。一年志願兵の兵役中の費用を賄える階層出身の青年の多くは、おそらく予備役将校を志望しないだろうという配慮から、あるいは、経済的には比較的下の階層出身であっても予備役将校を希望する青年たちを確保したいという意図から官費服役が設定されたと考えられる。

したがって、日本における一年志願兵制度は、「軍事機構の面からいえば、戦時に大量に必要とされる予備の下級将校を知識階級にもとめる速成手段」(大江, 1974, p. 86-87)という性格が強く前面に打ち出されたものであり、最初から専門学校や実業学校の生徒までを対象とするものとなったのである。プロイセン・ドイツにおいてこのような教育機関にも一年志願兵資格が付与されるようになるのは、この制度の歴史からいえば後半になってから、いわゆる「資格インフレ」状況になってからであった。

「資産と教養ある身分」の軍への取り込みという目的は「絶対主義国家」にとって、軍隊の階級秩序と社会的階級・階層秩序との整合という点からも重要であった。すなわち国民皆兵の徴兵制が文字どおり全面的に実施されると、「一般社会の上・中・下階層出身者が軍隊に同一階級として編入させられたり、あるいは当該のそれぞれの社会的階級・階層出身者の位置が軍隊内の階級としては逆転される可能性が発生することが明らかで」あり、このことによって「生じる社会的階級・階層秩序の弛緩と動揺を防止する」必要があった。「軍は一般社会の階級・階層秩序と軍隊内の階級秩序とを整合するために、中上流階層出身者としての中高等教育機関卒業者を予備役将校として養成・補充する一年志願兵制度を制定した」(遠藤, 1994, p. 337-338)のである。

## 2. 資格の浸透度

しかしこのような制度は兵役における不公平という大きな矛盾を抱え込み、一年志願兵の存在は部隊内での反目を生むことを容易に予測させる。

「一般徴兵として入隊した者は、数年の服役の後准士官たることが最高にして、将校になったことは例外とされ、将校になった者を特進将校と称し、特別銜衡によれるものであった。第二は現役服務を一年に短縮されることである。之は事実上最も大なる特典であって、一般徴兵の三年服役に比し余りに大なる差異である。第三は教育の特別扱であって、一年志願兵は教育として各種の勤務に服するけれども、責任者として諸勤務、雑役に服することがない」。「かような学修的条件と経済的条件とのために、一年志願兵制度は軍隊内に経済階級的的反目を済す結果を生み、部隊によっては相当の問題となった事実もあった」(松下, 1978, p. 143-144)。

さらに実際に兵役についた一年志願兵たちに対する軍の評価もあまり高いものではなかったようである。1916(大5)年当時の参謀次長田中義一は次のように述べている。「ドイツでは、一年志願兵の体格は優秀で、普通壮丁に対して格段の相違があるという」。ところが日本では、高等小学校卒業程度の壮丁のうち体格が甲種合格の者は37.8%なのに対し、一年志願兵資格のある者は27.8%にすぎない。しかもドイツでは平時において、一年志願兵資格者の九分の五は一年志願兵として入営し軍隊教育を受けるのに対し、日本では1916年の中学校卒業生3万8千余人のうち、一年志願兵として採用されたのは4,080人、わずか九分の一弱にすぎない。そこで、「教育ある国民の犠牲的精神の涵養、軍事知識の増進は、之を中学校教育」に期待せざるをえない、と(大江, 1974, p. 255-256)。

したがって、日本の一年志願兵制度は早晩、目的を予備役将校の養成と補充という明確な目的をもつ幹部候補生制度に置換えられる運命にあり、一年志願兵制度が学校教育に及ぼした影響はプロイセン・ドイツに比較して格段に小さなものに終わらざるをえなかった。

実は、ドイツでも兵力としての一年志願兵に対する評価は高くなかったと考えられる。エンゲル係数で名高いプロイセン王国統計局長エルンスト・エンゲル(Engel, C. L. E. 在職期間: 1860-1882)は1862年から68年までを対象として一年志願兵の実態を統計学的に分析したのち、次のように述べている。「一年志願兵の数は、平時および戦時における北ドイツ連邦軍の構成と兵力と比較すると、取るに足りない小部分でしかない。すなわち通常は毎年軍籍に入る者の約3%であり、平時戦力の1%強である」。「有資格者の大部分は軍に採用されていない。その主な理由は身体的な勤務能力における欠陥である」(Engel, 1869, p. 248)。では、なぜドイツでは百余年という長きにわたって一年志願兵制度が維持されえたのであろうか。

日本では学校系統の構造化がかなり進んだ段階で一年志願兵制度が導入されおり、学校系統の構造化に与えた影響は比較的小さなものにとどまった。これに対しプロイセン・ドイツの場合は、近代的学校制度の草創期に一年志願兵制度が導入され、その資格が時間をかけて徐々に学校制度に浸透し、学校教育の構造にとって不可欠の要素となっていったというプロセスがある。これに、予備役将校という媒介項を通じて一年志願兵制度が一般社会の構造に浸透していくプロセスが重なっていった。つまりドイツの一年志願兵制度は制度そのものよ

りも、むしろその資格付与の果たす機能によって、社会から容易に剥離することのできない存在になっていたのである。

### 結びにかえて

1875年のドイツ国防規程と1889年の徴兵令改正の条文とそれに付属する条例など諸規定を比較してみると、この両国の一年志願兵制度がきわめて類似したものであることがわかる。一年志願兵制度を確定させた1875年のドイツ国防規程から14年後に、メッケル少佐などを媒介としてプロイセン・ドイツの制度がわが国に採り入れられたとするのが自然であろう。1875年というのはプロイセンに一年志願兵制度が導入されから60年経過した時点である。この60年の間にプロイセン・ドイツでは一年志願兵は後備(予備)役将校制度とともに社会のとくに中上層部を中心に定着し、ドイツ軍国主義の基盤の一部を形成していた。プロイセン軍国主義を厳しく批判したマックス・ウェーバーですら、「個人的には予備将校としての地位にきわめて因習的に誇りをもって」(上山, 1978, p. 108)いたという事実はこの基盤の厚みを示すものである。

ある国で確立するまで60年もかかった制度を、その確立した形で別の国に導入したらどのような事態が生じるのか、という興味をかきたてる研究テーマを一年志願兵制度は提供してくれる。一年志願兵は、富国を担う知的エリート養成に直結する中等、高等教育の保護育成、国民皆兵制度の徹底化と予備役将校の養成、さらに一般社会の階級と軍隊内の階級の整合といった多目的な制度であり、それだけに二つの国を比較するという試みはまだ入り口に立ったばかりである。とくに予備役将校の社会的地位や初等学校教員の兵役に関する比較など作業の多くが残されている。最後に卒業(アビトゥーア)と一年志願兵資格の関係にふれて、結びにかえたいと思う。

日本では中学校も専門学校もともに卒業が条件として一年志願兵資格が認められたが、ドイツでは、ギムナジウムの場合は「第Ⅱ上級への無条件の進級」、実科学校は卒業証明(卒業試験合格証)といったぐあいに校種によって資格付与の条件となる修了段階が異なっていた。国がこのように設定していたから、この場合、実科学校の卒業はギムナジウムの第Ⅱ下級の修了にしか実際は相当しないという公的な判定を意味しており、これがそれぞれの校種の社会的評価として大きな影響をもつことになった。また、一年志願兵資格に限らず日本では基本的には卒業を基準として資格が与えられたが、ドイツでは卒業という基準のほかに各学年の修了(在学)ごとに設定された。したがって卒業しなくても上級の学年を修了して一年志願兵資格を取得すれば、それは日本でいう「中退」にはならないのである。また中等学校の上級の各学年には一年志願兵資格のほかにもさまざまな資格が設定されており、これらの資格を生かして就職するためドイツの生徒の多くは退学ではなく、堂々と胸を張って「離学」していったのである。逆にこのようなシステムだったからこそ、宿題と試験で絞りに絞って少



数の者だけを卒業させることが可能だったといえる。これは生徒の全員を卒業にまで到達させることを基本とした日本と、在学中において厳格に選抜を繰り返し、厳選された者にのみ卒業証書＝大学進学資格(アビトゥーア)を与えようとしたドイツの中等教育観の違いを示すものであるが、このことが両国における一年志願兵資格の影響力の違いにも表れたと思われる。

□参考文献□

- (天野, 1989) : 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部 1989年
- (Beier, 1909) : Beier, Adolf; Die höheren Schulen in Preussen (für die männliche Jugend) und ihre Lehrer, Sammlung der hierauf bezüglichen Gesetze, Verordnungen, Verfügungen, Halle 1909.
- (Dohse, 1963) : Dohse, W.; Das Schulzeugnis, Sein Wesen und seine Problematik, Verlag Julius Beltz, Weinheim 1963.
- (遠藤, 1982) : 遠藤芳信「戦前日本の中高等教育機関と兵役制度(上)」人文論究42号 1982年
- (遠藤, 1994) : 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店 1994年
- (Engel, 1869) : Engel, Ernst; Das Institut der einjährig Freiwilligen in der preussischen und norddeutschen Bundesarmee, In: Zeitschrift des königlich preussischen Statistischen Bureaus, redigt von dessen Direktor Dr. Ernst Engel. 9. Jahrgang. 1869.
- (Gesetz, 1814) : Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen=Staaten. 1814. No.1~18. Berlin, 1814.
- (Hopf, 1984) : Hopf, B./J. Peege, Auswirkungen des deutschen und österreichischen Einjährig-Freiwilligen-Rechts auf das Verhältnis von Berufsbildung und Allgemeinbildung, In: Rettenbeck, L.K./M.Liedtke, Regionale Schulentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert, Bad Heidelberg, 1984.
- (法令全書, 明治16年) : 内閣官報局編『明治年間 法令全書』明治16年 復刻版 (原書房 1976年)
- (法令全書, 明治22年) : 内閣官報局編『明治年間 法令全書』明治22年 復刻版 (原書房 1978年)
- (Huber, 1988) : Huber, E. R., Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. 2.: Der Kampf um Einheit und Freiheit, 1830-1850, Verlag W. Kohlhammer. Stuttgart 1988.
- (Huber, 1990) : Huber, E. R., Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. 1.: Reform und Restauration, 1789-1830, Verlag W. Kohlhammer. Stuttgart 1990.
- (深谷, 1969) : 深谷昌志『学歴主義の系譜』黎明書房 1969年
- (John, 1981) : John, Hartmut; Das Reserveoffizierkorps im Deutschen Kaiserreich 1890-

- 1914, Campus Verlag, Frankfurt/New York, 1981.
- (掛本, 1990) : 掛本勲夫「徴兵令と教育」鈴木博雄編『日本近代教育史の研究』振学出版  
1990年
- (古在, 1977) : 古在由重「解説」戸坂潤『日本イデオロギー論』岩波文庫 1977年
- (コッカ, 1992) : ユルゲン・コッカ、加来祥男訳『工業化・組織化・官僚制』名古屋大学出版会 1992年
- (マリアンネ, 1963) : マリアンネ・ウェーバー、大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』  
みすず書房 1963年
- (マル・エン全集, 1975) : 『マルクス・エンゲルス全集』第40巻 大月書店 1975年
- (松下, 1978) : 松下芳男『明治軍制史論』下巻 国書刊行会 1978年
- (Mertens, 1990) : Mertens, Lothar; Bildungsprivileg und Militärdienst im Kaiserreich, Die gesellschaftliche Bedeutung des Einjährig-Freiwilligen Militärdienstes für das deutsche bildungsbürgertum, In: Bildung und Erziehung 44-2(1990).
- (Messerschmidt, 1975) : Messerschmidt, Manfred; Die Politische Geschichte der preussische-deutschen Armee, In: Handbuch zur deutschen Militärgeschichte, 1648-1932, Bd. 2., Ab. 4. Teil. 1., Militärgeschichte im 19. Jahrhundert, 1814-1890. Bernard & Geraef Verlag München 1975.
- (長尾, 1971) : 長尾十三二『近代ヨーロッパの教育と政治』明治図書 1971年
- (大江, 1974) : 大江志乃夫『国民教育と軍隊』新日本出版社 1974年
- (大江, 1981) : 大江志乃夫『徴兵制』岩波新書 1981年
- (大内, 1975) : 大内兵衛ほか監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第40巻 大月書店 1975年
- (ズィーヴェルス, 1990) : ズィーヴェルス, L. 清水健次訳『ドイツにおけるユダヤ人の歴史』教育開発研究所 1990年
- (Stübig, 1991) : Stübig, H., Der Einfluss des Militars auf Schule und Lehrerschaft, In: Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte, Bd. 4., 1870-1918, Hg. v. Berg, C. Verlag C. H. Beck, Munchen 1991.
- (棚橋, 1991) : 棚橋信明「プロイセン改革期における国民軍形成の問題」『史学雑誌』100(4), 1991年
- (寺澤, 1994) : 寺澤幸恭「ドイツ中等段階教育制度と一年志願兵資格」『聖徳学園女子短期大学部紀要』第23集 1994年
- (寺澤, 1999) : 寺澤幸恭「ドイツ工業専門学校の入学基準について—技師学校から専門大学へ」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第31集 1999年
- (Treutlein, 1891) : Treutleinlein, P., Geschichtliche Entwicklung des Einjährig-Freiwilligen-Berechtigungswesens in Deutschland, Hamburg, 1891.

- (上山, 1978) : 上山安敏『ウェーバーとその社会』ミネルヴァ書房 1978年
- (Verhandlungen, 1891) : Verhandlungen über Fragen des höheren Unterrichts, Berlin, 4. bis 17. Dezember 1890. Im Auftrage des Ministers der geistlichen, Unterrichts- und Medizinalangelegenheiten, Berlin 1891. Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1. 1971 [Reprint]
- (Wiese, 1874) : Wiese, L.; Das Höhere Schulwesen in Preussen, Historisch-statistische Darstellung, III . 1869-1873 (1874). Berlin 1874.
- (Wiese, 1886) : Wiese, L./O. Kübler; Verordnungen und Gesetze für höhere Schulen in Preussen, 3. Ausgabe, Verlag v. Wiegand & Griepen Berlin 1886.
- (吉野, 1989) : 吉野源三郎『職業としての編集者』(編集部「解説」) 岩波新書 1989年